

制度概要

長崎県創業バックアップ資金保証（略称：県創業バックアップ）		
目 的	県内において新たに事業を開始しようとする者及び県内で創業後一定期間未満の中小企業者に対する、事業を開始または実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、県内における創業を積極的に支援することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>創業・創業等関連保証は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(5)のすべてに該当する者。 一般保証は、県内において新たに事業を開始しようとする者であって客観的にみて当該事業に着手しているもの又は(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(5)のすべてに該当する者。</p> <p>(1) 県内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当する者。 ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う者)にあっては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う者)にあっては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 県内で事業開始後5年を経過していない中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。 ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。 ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(3) 一般保証の「県内において新たに事業を開始しようとする者であって客観的にみて当該事業に着手しているもの」または(1)に該当する場合は、次のいずれかに該当する者(会社の場合は、代表者がいずれかに該当するもの)。 ① 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者。 ② 開業しようとする事業と同一事業に3年以上継続して従事した経験のある者。 ③ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者。 ④ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者。</p> <p>(4) 県内に住所を有する者。 (5) 県税を完納している者(納期が到来しているものに限る)。</p>	
対 象 資 金	新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保証条件	保証限度額	3,500万円以内 ① 創業等関連保証は、1,500万円以内 ただし、保証の対象(1)に該当するものは自己資金額を保証限度額とする。 ※他の創業等関連保証と合算して1,500万円以内 ② 創業関連保証は、2,000万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証と合算して2,000万円以内 ※①②を併用した場合は3,500万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内(うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内(うち据置 2年以内)
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	創業・創業等関連保証は不要。一般保証は必要。
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.65%
保証料率	基準料率	創業・創業等関連保証は年0.80%。一般保証は年0.45%～1.90%。
	適用料率	① 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ② 物的担保の提供がある場合(一般保証)は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	県が年0.40%の補助を行う。(加えて、松浦市内の者には松浦市が補助を行う。) ※その他、雲仙市、壱岐市、新上五島町では、申込人が市町に保証料の補助を申請可能。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外。ただし、一般に係る資金は取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象。	
取 扱 金 融 機 関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	① 一般保証の「県内において新たに事業を開始しようとする者であって客観的にみて当該事業に着手しているもの」または保証の対象(1)に該当する場合は、「創業・再挑戦計画書」 ② 認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写し) ③ 保証の対象(3)①に該当する場合は、県が定める、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の「創業バックアップ資金に係る推薦書」 ④ 県税の納税証明書(未納がない旨のもの)(加えて、松浦市内の者は松浦市税の納税証明書) ⑤ その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	① 「創業・再挑戦計画書」は、保証の対象(3)のいずれの場合であっても必要。 ② 保証の対象(3)の②、③、④に該当し、新たに事業を開始する者及び既に開始している者は、商工会議所等の推薦は不要。(推薦を受けていても差し支えない。) ③ 事業を営んでいない個人とは、給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、法人(公益法人、NPO法人、組合等を含む)の代表権のない役員等をいう。 ④ 法人成りで設立された会社は、事業を営んでいない個人が設立した会社に該当せず、対象とならない。また、親子、夫婦、兄弟等から事業承継した個人は、創業者に該当せず、対象とならない。 ⑤ 客観的にみて当該事業に着手しているものとは、借入等の時点において、販売すべき商品の仕入が終わっている、店舗等の建物を完備している等の具体的事実があるものになる。 なお、法人の場合は法人設立登記が完了している必要がある。	
実 施 日	平成20年4月1日 創設 令和 3年 4月 1日 最終改正	